

JIS

UDC 681.3 : 691.39

X 5774

開放型システム間相互接続—システム管理— 警報報告機能

JIS X 5774⁻¹⁹⁹⁴
(1999 確認)
(2004 確認)

平成 6 年 7 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 6. 7. 1

官 報 公 示：平成 6. 7. 12

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報規格課（☎ 100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

開放型システム間相互接続 —システム管理—警報報告機能

X 5774-1994

Information technology—Open Systems Interconnection—
Systems Management : Alarm reporting function

日本工業規格としてのまえがき

この規格は、1992年に発行されたISO/IEC 10164-4(Information technology—Open Systems Interconnection—Systems Management : Alarm reporting function)を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、5.以降の規格内容は、原国際規格の内容を要約したものである。

1. 適用範囲 この規格は、JIS X 5006で規定するシステム管理を目的とした相互動作を行うために、集中的又は非集中的な管理環境の中での応用プロセスが使用する一つのシステム管理機能を規定する。この規格は、サービス、機能単位及びはん(汎)用定義からなる警報報告機能を規定する。この規格は、JIS X 5003で規定する応用層に位置し、ISO/IEC 9545で提供されるモデルに従って定義する。システム管理機能の役割は、JIS X 5763で規定する。この機能の規定する警報通知は、マネージャが必要とするシステム操作状況及びサービス品質に関する情報を提供する。

この規格は、次の事項を規定する。

- (1) 警報報告機能のための利用者要件
- (2) 利用者要件に対して警報報告機能が提供するサービス及びはん(汎)用定義を関連付けるモデル
- (3) 警報報告機能が提供するサービス
- (4) ISO/IEC 10165-4に従って文書化されたはん(汎)用通知型及びはん(汎)用パラメタ
- (5) サービスを提供するために必要なプロトコル
- (6) プロトコル上の機能単位の折衝に必要な抽象構文
- (7) サービスと管理通知との関係
- (8) これらのはん(汎)用定義を使用する他の規格に課される準拠性要件
- (9) 他のシステム管理機能との関係
- (10) 適合性要件

この規格は、次の事項を規定しない。

- (1) 警報報告機能を提供する実装情報
- (2) 管理が警報報告機能の使用によって達成される方法
- (3) 警報報告機能の使用によって起こる相互動作の情報
- (4) 管理アソシエーションの確立、正常解放及び異常解放のために必要なサービス
- (5) 管理オブジェクト定義

この規格は、将来の通知型定義を妨げない。

2. 引用規格 この規格で引用する規格を、次に示す。これらの規格が本文中で引用された場合は、この規格の一部と